

公庫資金のしおり

このしおりは、ご契約からご返済までの流れやお客様にお守りいただくことなどをご説明したものです。

十分にお読みいただき、ご返済完了までお手元に保管してください。
内容については、公庫ホームページでもご案内しています。

公庫ホームページURL

<http://www.jfc.go.jp/n/service/econtract/an/guide.html>



JFC 日本政策金融公庫 農林水産事業本部

ご利用にあたって

○（丸）の付いている項目は、必ずご確認ください。
ご不明な点については、取扱店までお気軽にご相談ください。

お客様	保証人の方	手続の流れ	ページ
○	○	ご契約の手続	1
↓			
○		ご返済の手続	12
↓			
○	○	担保設定（契約前に取得済の物件）	13
↓			
○		借入金の送金	15
↓			
○		事業費の支払い～事業完成	16
↓			
○	○	担保設定（融資対象物件など取得した物件）	（13）

お客様	保証人の方	重要事項の説明	ページ
○	○	借用証書一般特約条項のポイント解説	18
○	○	取扱店にご報告いただく事項	25
○		その他のお知らせ	26
	○	保証にあたっての留意事項	27
○	○	個人情報の取扱い	28

ご契約の手続

必要書類を整備し、**契約予定日の2週間前まで**に取扱店にご提出ください。

- 本紙2・3ページの「取扱店にご提出いただく書類」及び取扱店から別途ご案内する「日本政策金融公庫資金（農林水産事業）借入手続のご案内」をよくお読みいただき、ご契約に必要な書類のご準備をお願いします。
- 借用証書及び資金別特約条項には、「日本政策金融公庫資金（農林水産事業）借入手続のご案内」でお知らせした融資条件等が記載されています。記載内容の確認にあたっては、本紙4～6ページの「借用証書及び資金別特約条項の見方」をご覧ください。
- ご契約の手続は、電子契約と書面契約で異なります。電子契約のご利用条件に合致する場合は取扱店からご案内します。

電子契約のお客様	・ 必要書類や手続の流れについては取扱店から別途ご案内する他、公庫HPからご確認いただけます。
書面契約のお客様	・ はじめに、公庫所定様式以外の 印鑑証明書 、 収入印紙 などをご準備ください。 ・ 本紙7～11ページの「借用証書の記入上の注意」、「具体的な記入方法」に沿って、ご記入・ご捺印ください。

- **提出書類の不足、記入漏れ及び不備**に十分お気をつけください。契約期限までに手続が完了しない場合は、ご融資の決定は取消となります。
- ご契約にあたり、取扱店からお客様及び保証人の方に対し、電話・面談などにより、ご契約の意思の最終確認をさせていただきます。
- 連帯保証人の方が個人の場合は、連帯保証人の方に対して、ご契約前に必ず次の情報提供を行ってください。
 - ①借入者の方の財産及び収支の状況
 - ②今回の公庫資金以外に負担している債務の有無並びに債務が有る場合はその額及び返済状況
 - ③今回の公庫資金の担保について、公庫以外に対する担保提供状況（予定を含む）及びその内容
- お客様の信用状況、担保・保証などに変更が生じ、又は生じるおそれがあると取扱店が判断した場合、ご契約の手続を留保させていただくことがあります。

お客様にご負担いただく費用

この借入金及び担保に関する以下の費用は、お客様の負担となります。
これ以外の保証料、調査料などの費用を、取扱店が徴収することはありません。

- 収入印紙代などの契約証書作成費用
証書に貼付する印紙代、公証人に支払う公正証書作成や確定日付付与の手数料、変更証書作成費用など
- 登録免許税や司法書士報酬などの登記関係費用
抵当権又は質権の設定、移転、変更、抹消等の登記を要する際の登録免許税、司法書士報酬など
(※登録免許税の解説は14ページにあります。)
- 担保物件に対する損害保険料、担保物件の保存・補修・管理費など
- 借入金の送金に際しての金融機関所定の送金手数料
- ご返済に際しての金融機関所定の振込手数料

取扱店にご提出いただく書類（電子契約を初めて利用するお客様）

書類名	留意事項等
日本公庫電子契約サービス (農林水産事業)利用申込書 (公庫様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客様・連帯保証人の方それぞれの申込書が必要です。 ・ ご契約必要書類は、取扱店が電子契約サービスに登録した上で、電子署名のご依頼をいたします。
印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用申込書には、お客様・連帯保証人の方の印鑑証明書の添付が必要です。 (個人)・・・市町村発行の印鑑証明書 (登記法人)・・・法務局発行の代表者印(職印)の印鑑証明書 (土地改良区)・・・都道府県発行の理事長印の印鑑証明書 ・ 利用申込書提出日の前3か月以内に発行されたものをご提出ください。
委任状(日本公庫電子契約 サービス(農林水産事業) 用) (公庫様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客様・連帯保証人の方が法人であって、電子署名の手続きを代表者以外の方(法人の役員又は従業員の方に限ります。)に委任する場合に必要です。

取扱店にご提出いただく書類（電子契約を継続利用するお客様）

書類名	留意事項等
法人登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客様・連帯保証人の方が登記法人の場合は、現在事項証明書又は履歴事項証明書をご提出ください。 ・ 契約予定日の前3か月以内に発行されたもの(写しでも可)をご提出ください。

届出いただいている署名者情報(署名者の方の氏名、メールアドレス及び携帯電話番号)に変更がある場合は、「電子契約を初めて利用するお客様」と同じ書類を改めてご提出ください。

取扱店にご提出いただく書類（書面契約のお客様）

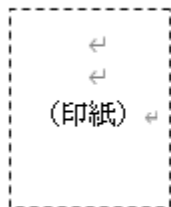
書類名	留意事項等
借用証書 (公庫様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用紙は、①提出用、②お客様・連帯保証人・物上保証人の方の控え用をお渡しします。②控え用のうち1部はお客様が保管し、それ以外は連帯保証人・物上保証人の方にお渡しください。 ・ 後掲の「借用証書の記入上の注意」及び「具体的な記入方法」をご確認の上、ご記入・ご捺印ください。 ・ ①提出用には、収入印紙を貼り、お客様・連帯保証人・物上保証人の方のどなたかが消印を押してください。②控え用には、収入印紙の貼付及びご記入・ご捺印は不要です。
借用証書に貼付する収入印紙 (提出用のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入印紙の金額 _____円 ・ 借用金額に応じて定められた金額の収入印紙を貼り、お客様・連帯保証人・物上保証人の方のどなたかが消印を押してください。土地改良区の場合、収入印紙は不要です。
資金別特約条項 (公庫様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用紙は、①提出用、②お客様・連帯保証人・物上保証人の方の控え用をお渡しします。②控え用のうち1部はお客様が保管し、それ以外は連帯保証人・物上保証人の方にお渡しください。 ・ 所定の事項について、ご記入・ご捺印ください。 ・ ①提出用には、収入印紙を貼り、お客様・連帯保証人・物上保証人の方のどなたかが消印を押してください。 ・ ②控え用には、収入印紙の貼付及びご記入・ご捺印は不要です。 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">1枚の借用証書で2件以上の借入がある場合又は資金別特約条項が2枚以上ある場合は、1部にまとめた上で2枚目以降に割印を押してください。収入印紙は1枚目のみに貼り、消印を押してください。</p>
資金別特約条項に貼付する収入印紙 (提出用のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入印紙の金額 _____ 200 _____円 ・ 収入印紙を貼り、お客様・連帯保証人・物上保証人の方のどなたかが消印を押してください。土地改良区の場合、収入印紙は不要です。
印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客様・連帯保証人・物上保証人の方の印鑑証明書が必要です。 (個人)・・・市町村発行の印鑑証明書 (登記法人)・・・法務局発行の代表者印(職印)の印鑑証明書 (土地改良区)・・・都道府県発行の理事長印の印鑑証明書 ・ 契約予定日の前3か月以内に発行されたものをご提出ください。
保証について取締役会などの議決を証明する書類 (公庫様式又は議事録抄本)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務保証又は担保提供(物上保証)に際し取締役会などの決議を要する場合に必要です。
停止条件付き抵当権設定証書(公庫様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資対象物件など、借入金の送金前に抵当権設定登記ができない担保物件がある場合に必要です。
連帯保証に係る差入書 (公庫様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連帯保証人の方が個人であって、経営者等の場合に必要です。

上記のほかご提出をお願いする書類がある場合、取扱店からお知らせします。
公庫様式は取扱店からお渡しますので、ご記入・ご捺印の上、ご提出ください。

借用証書及び資金別特約条項の見方

- 借用証書については、「日本政策金融公庫資金（農林水産事業）借入手続のご案内」でお知らせした融資条件が記載されています。
- 資金別特約条項については、お借入いただく資金制度ごとに内容が異なります。

〔様式K-22号〕（直貸・非転貸用） ←



借 用 証 書 ←

A	借用金額 ←	¥	(借用金額)
B	融資番号 ←	-	- ←
C	資金使途 ←	←	←
D	借用金額内訳 ←	¥ ←	¥ ←
E	利率 ←	<input type="checkbox"/> 固定 ← <input type="checkbox"/> 20年ごと見直し ← 年 % ←	<input type="checkbox"/> 固定 ← <input type="checkbox"/> 20年ごと見直し ← 年 % ←
F	償還期限 ←	令和 年 月 日 ←	令和 年 月 日 ←

欄	項目	内容・確認事項
A	借用金額	お借入金額の合計が記載されます。
B	融資番号	案件毎の融資番号が記載されます。
C	資金使途	お借入いただく資金の名称が記載されます。
D	借用金額内訳	融資番号毎のお借入金額です。D欄の合計がA欄の借用金額となります。
E	利率	契約日（貸付実行日）時点で、C欄の資金をF欄の償還期限でご利用いただく場合の適用利率が記載されます。 「借入手続のご案内」でお知らせした利率と同じ又は低い利率となっていることをご確認ください。
F	償還期限	最終のご返済期日が記載されます。
	印紙欄	電子契約の場合は、「電子契約」と記載されます。 書面契約の場合は、A欄の借用金額に応じて必要となる収入印紙の額が記載されます。

G	元金の償還及び利息の支払方法並びに時期	償還方法	<input type="checkbox"/> 元金均等 <input type="checkbox"/> 元利均等 年 回償還 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 元金均等 <input type="checkbox"/> 元利均等 年 回償還 <input type="checkbox"/> その他
	元利金及び据置期間中利息の払込期日	毎年 月 日	毎年 月 日	
	据置期限	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	第1回元金償還日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	毎回賦払金額 (20年ごとの金利見直しの場合、元利均等賦払金額は、利率変更により変更されます。)	¥ 元金均等調整額： <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 最終回 ¥	¥ 元金均等調整額： <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 最終回 ¥	
その他の償還方法 (定期償還、特殊償還)の場合の償還条件				
H	違約金料率の基礎となる利率	年 %	年 %	
I	遅延損害金利率	年 %	年 %	

欄	項目	内容・確認事項
G	償還方法	償還方法と年間の償還回数が記載されます。
	元利金及び据置期間中利息の払込期日	元利金（据置期間中の場合は利息）の払込期日（約定日）が記載されます。
	据置期限	元金のご返済を据え置く最終の期日が記載されます。
	第1回元金償還日	元金のご返済が始まる第1回目の約定日が記載されます。
	毎回賦払金額	約定日毎のお支払金額が記載されます。 償還方法が「元金均等」の場合は、毎回賦払金額＋約定利息を払込期日にお支払いいただきます。 償還方法が「元利均等」の場合は、毎回賦払金額を払込期日にお支払いいただきます。
	その他の償還方法	償還方法が「その他」の場合は、具体的な償還方法が本欄に記載されます。
H	違約金料率の基礎となる利率	借入金を決められた用途以外に流用した場合や借入金の額が限度額を超えることとなった場合などに、違約金をお支払いいただく場合があります。 この場合の違約金料率は、H欄の利率からE欄の利率を控除した率となります。
I	遅延損害金利率	ご返済が払込期日（約定日）よりも遅れた場合は、ご返済いただく元金に対してI欄の利率により算出した遅延損害金をお支払いいただきます。

J	貸付受入金払出期限	令和 年 月 日
K	取扱支店名	株式会社日本政策金融公庫 支店

債務者は、上記の条件、裏面記載の一般特約条項及び別途提出する資金別特約条項を存を借り入れました。

連帯保証人及び物上保証人は、債務者が借り入れた債務について上記の条件、裏面記載特約条項を承認のうえ、本書を差し入れます。

令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫 御中

住所

債務者

氏名

欄	項目	内容・確認事項
J	貸付受入金払出期限	お借入金を一旦貸付受入金に受け入れる場合のご送金の期限です。契約日（貸付実行日）から12カ月後の応当日の前日の日付となります。
K	取扱支店名	公庫の取扱支店になります。 公庫以外の取扱店からお借入の場合は、「元利金支払場所」「受託金融機関名」の記載が必要となります。
	貸付実行日	契約日（金銭消費貸借契約の成立日）が記載されます。 ご契約日までにごすべてのお手続きを完了していただくよう、ご注意ください。
	債務者欄	お客様の住所及び氏名（法人の場合は会社名、代表者の役職名及び氏名）が記載されます。印鑑証明書及び登記事項証明書と記載内容が同じであることを確認してください。 連帯保証人及び物上保証人欄も同様です。
	借入限度額	一部の資金制度については、借入限度額（融資対象事業費の〇〇%に相当する額等）が定められています。
資金別特約条項	貸付条件の変更（補助金が交付された場合の利率）	一部の資金制度については、借入金で行われる事業が事後的に国の補助金等が交付される事業となった場合、借用証書E欄の約定利率が資金別特約条項に記載された利率に変更となります。
	貸付条件の変更（認定が取消された場合の利率）	一部の資金制度については、借入金で行われる事業が認定を受けている場合であって、当該認定が取り消されたときは、借用証書E欄の約定利率が資金別特約条項に記載された利率に変更となります。

借用証書の記入上の注意

- 融資条件などについては、「日本政策金融公庫資金（農林水産事業）借入手続のご案内」をご覧ください。
- 必ず消えない黒インク又は黒ボールペンを用い、文字は楷書で、数字はアラビア数字（1、2、3、…）でご記入ください。
- 記載した事項（借用金額を除きます。）を訂正する場合は、二重線により訂正の上、お客様・連帯保証人・物上保証人の方の訂正印を押してください（○字削除、○字加入という記入は不要です）。
- 必ずご本人が契約内容を確認し、実印を押印してください。住所、氏名、法人名、代表者役職名、代表者氏名についてはゴム印（黒スタンプのみ）の使用も可能です。

- 所定の位置に、お客様・連帯保証人・物上保証人の方の捨印を押してください。

! 軽微な誤記について、取扱店で捨印により記載事項を訂正するためをお願いするものです。捨印を押していただけない場合、訂正事項が生じることにより訂正印にて訂正いただく必要があります。

- 借用証書ご提出の時点で確定していない事項（注）については、空白のままとしてください。確定後、取扱店が記入しますので、ご承諾の上、ご記入・ご捺印ください。

（注） 1 次の事項は、市場金利の変動等により変更となる場合があります。

利率
償還方法が元利均等ときの毎回賦払金額
違約金料率の基礎となる利率
遅延損害金利率

2 次の事項は、手続の進捗状況等により変更となる場合があります。

借用証書の作成年月日（ご契約日）
貸付受入金払出期限

（次ページの「具体的な記入方法」で、青囲みで記載している項目です。）

- 資金別特約条項がある場合も、借用証書と同様に、ご提出の時点で確定していない事項は空白のままとしてください。確定後、取扱店が記入しますので、ご承諾の上、ご記入・ご捺印ください。

- ご契約後に送付される「契約内容のご案内」（お客様・連帯保証人の方あて）又は「償還予定表」（お客様あて）に、確定後の契約内容が記載されますのでご確認ください。借用証書などの写しの送付を希望する場合は、取扱店までご連絡ください。

具体的な記入方法（記入例）

青枠で説明している項目が空欄の場合は、取扱店にて記入しますので、**空白のまま**としてください。

- ・提出いただく正本に、記入がすべて終わってから貼り付けてください。
- ・該当金額の収入印紙を購入して貼り付けてください。
- ・貼付後、お客様、連帯保証人又は物上保証人のどなたかが消印してください。
- ・土地改良区は収入印紙の貼付は不要です。

[様式K-22号] (直貸・非転貸用)

(印紙)

借 用 証 書

A	借用金額	¥	(借用金額の内訳はD欄のとおり)
---	------	---	------------------

- ・金額の訂正はできませんので、書き誤った場合は用紙を改めてください。
- ・「借用金額内訳」の合計金額を記入してください。

・「借入手続のご案内」のとおり融資番号ごとの内容を記入してください。

B	融資番号	-	-	-	-
C	資金使途				
D	借用金額内訳	¥	¥	¥	
E	利率	<input type="checkbox"/> 固定 <input type="checkbox"/> 20年ごと見直し 年 %	<input type="checkbox"/> 固定 <input type="checkbox"/> 20年ごと見直し 年 %	<input type="checkbox"/> 固定 <input type="checkbox"/> 20年ごと見直し 年 %	
F	償還期限	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	

- ・空欄の場合は取扱店にて記入しますので、**空白のまま**としてください。
- ❗ 貸付金利の変動等により、ご契約時までには利率が引下げとなる場合があります。

・「借入手続のご案内」のとおり融資番号ごとの内容を記入してください。

- ・該当する口にチェックを入れてください。
 - ・1年間の償還回数を、数字で記入してください。
- (例) 毎月償還の場合、年 12 回
年2回償還の場合、年 2 回

- ・次の事例を参考に記入してください。
- (例1) 毎月20日の場合 毎年 毎 月 20 日
(例2) 年2回償還(3月と6月の10日)の場合
3
毎年 6 月 10 日

G 元金の償還及び利息の支払方法並びに時期	償還方法	<input type="checkbox"/> 元金均等 <input type="checkbox"/> 元利均等 年 回償還 <input type="checkbox"/> その他
	元利金及び据置期間中利息の払込期日	毎年 月 日
	据置期限	令和 年 月 日
	第1回元金償還日	令和 年 月 日
	毎回賦払金額 (20年ごとの金利見直しの場合、元利均等賦払金額は、利率変更により変更されます。)	¥ 元金均等調整額: <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 最終回 ¥
	その他の償還方法 (定期償還、特殊償還)の場合の償還条件	

- ・「据置期限」の「年」及び「月」は、「借入手續のご案内」の「据置期限」を記入してください。
- ・「据置期限」の「日」は、「借入手續のご案内」の「元利金払込日」と同じ日を記入してください。
- ・「第1回元金償還日」は、「据置期限」の直後に到来する払込期日を記入してください。

(例)「借入手續のご案内」の記載

据置期限	R 3年8月
元利金払込日	毎月20日

据置期限 令和 3 年 8 月 20 日
第1回元金償還日 令和 3 年 9 月 20 日

- ・取扱店から記入のご案内があった場合のみ記入してください。

- ・「償還方法」が「元金均等」の場合、上段には「借入手續のご案内」の「元金均等額」、下段には「元金不均等額」のとおり記入してください。
- ・「借入手續のご案内」のとおり、該当する口にチェックを入れてください。

- ・「償還方法」が「元利均等」で空欄の場合、取扱店にて記入しますので、空白のままとしてください。

! 「元金」と「利率によって算出される利息」とを合計した償還金額が、毎回の償還日で同じになるよう算出される金額を記入します。
ご契約時までに利率変更があると毎回の賦払金額も変更されます。

H	違約金料率の基礎となる利率	年	%
I	遅延損害金利率	年	%

・空欄の場合は取扱店にて記入しますので、**空白のまま**としてください。

❗ E欄の貸付利率が適用される時点と同じ時点の「農林漁業金利A」（農林漁業資金の場合）又は「食品加工流通金利A-1」（食品資金の場合）となります。詳細は、公庫HP等に掲載している利率一覧をご確認ください。

・空欄の場合は取扱店にて記入しますので、**空白のまま**としてください。

❗ ご契約日の年度の初日（4月1日）における国税延滞税の割合となります。詳細は、公庫HP等に掲載している利率一覧をご確認ください。

・公庫以外の取扱店から借り入れる場合等は、「元利金支払場所」「受託金融機関名」等の記入も必要です。

具体的な記入方法は、取扱店にご照会ください。

・空欄の場合は取扱店にて記入しますので、**空白のまま**としてください。

❗ 契約日から12か月後の応当日の前日の日付となります。

（例）契約日が令和2年5月10日の場合

令和 年 月 日

・「借入手続のご案内」に記載された取扱支店名を記入してください。

J	貸付受入金払出期限	令和	年	月	日
K	取扱支店名	株式会社日本政策金融公庫		支店	

債務者は、上記の条件、裏面記載の一般特約条項及び別途提出する資金別特約条項を承認のうえ、貴公庫より金員を借り入れました。

連帯保証人及び物上保証人は、債務者が借り入れた債務について上記の条件、裏面記載の一般特約条項及び資金別特約条項を承認のうえ、本書を差し入れます。

令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫

御中

住所
債務者
氏名

・印鑑は重ならないように鮮明に押ししてください



・空欄の場合は取扱店にて記入しますので、**空白のまま**としてください。

・「住所」及び「氏名」は、印鑑証明書、登記事項証明書（登記法人の場合）又は役員資格証明書（土地改良区の場合）に記載されたとおりに正確にご記入ください。

・お客様が法人の場合は、その代表者の役職名及び氏名を登記事項証明書に記載されたとおりに正確に記入してください。

（例）〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇農業協同組合 代表理事組合長 〇〇 〇〇

・あらかじめ印字されている事項が印鑑証明書等の記載と異なっている場合は、取扱店にご連絡ください。

・連帯債務の場合は、債務者の前に「連帯」と追記してください。

（例） 連帯 債務者

- ・「住所」及び「氏名」欄は、印鑑証明書又は登記事項証明書（登記法人の場合）に記載されたとおりに正確に記入してください。
- ・あらかじめ印字されている事項が印鑑証明書等の記載と異なっている場合は、取扱店にご連絡ください。
- ・連帯保証人及び物上保証人が個人の場合は、肩書（例：〇〇株式会社 代表取締役）は記入しないでください。

・印鑑は重ならないように鮮明に押してください

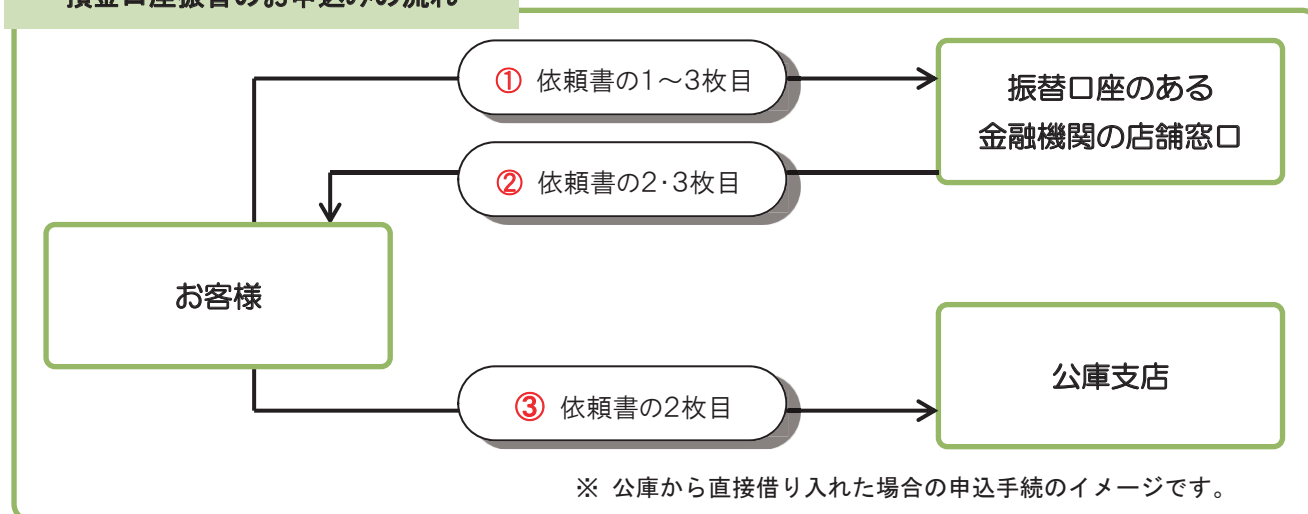
	住所	氏名	印	捨印
債務者 連帯保証人 物上保証人				
連帯保証人 物上保証人	<p>・連帯債務の場合、「連帯保証人」を「連帯債務者」に訂正し、「物上保証人」に二重線を引いてください。<u>この場合の訂正印は不要です。</u></p>			
連帯保証人 物上保証人	<p>・連帯保証人又は物上保証人のどちらか一方の場合、「連帯保証人 物上保証人」欄の該当しない項目に二重線を引いてください。<u>この場合の訂正印は不要です。</u></p>			
連帯保証人 兼 物上保証人	<p>・連帯保証人兼物上保証人の場合は、「連帯保証人 物上保証人」欄に「兼」を<u>追記してください。</u></p>			
連帯保証人 物上保証人				

ご返済の手続

ご返済は、原則として預金口座からの引落し（自動振替）となります。

- 公庫から直接借り入れた場合は、元金払込日は 5日又は20日からお選びいただけます。
- 公庫支店からお送りする「預金口座振替依頼書」（3枚綴り。以下「依頼書」といいます。）に必要事項をご記入いただき、振替口座のある金融機関の店舗窓口に依頼書をご提出ください。
- 金融機関の店舗窓口で依頼書の 2枚目（金融機関の受付印の押印を受けたもの）と 3枚目（お客様控え）をお受け取りいただき、依頼書の2枚目を公庫支店にご提出ください。
- 預金口座振替開始までのご返済は、別途お送りする「払込案内」に添付されている振込依頼書をご利用ください。
- 公庫以外の取扱店から借り入れた場合は、借用証書に記載してある元金支払場所（取扱店窓口）に直接又は最寄りの金融機関を通じてお振込みください。

預金口座振替のお申込みの流れ



万が一、ご返済が遅れた場合は、遅延損害金をお支払いいただきます。

- 遅延損害金は、元金払込日の翌日からご返済のある日までの間について、ご返済いただく元金に対し借用証書記載の遅延損害金利率により算出した額となります。
- 元金払込日が土日又は祝日にあたる場合は、その翌営業日に預金口座振替による引落しがされた場合又はお振込みいただいた場合でも、元金払込日にご返済いただいたものとしします。

担保設定

必要書類を整備し、取扱店に提出してください。

抵当権の設定登記が必要な場合は、管轄法務局で手続を行ってください。

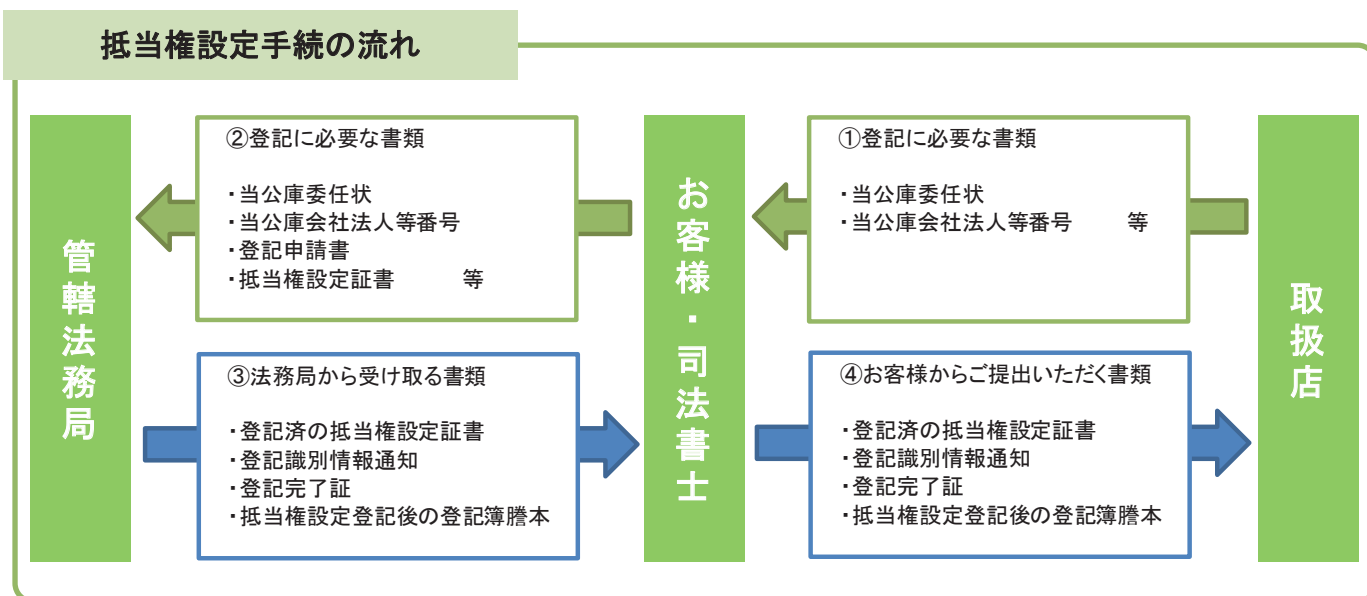
- お客様からご提供いただく担保の内容については、「日本政策金融公庫資金（農林水産事業）借入手続のご案内」をご覧ください。
- 抵当権の設定登記が必要な場合は、必要に応じて司法書士にご相談いただき、抵当権設定に必要な書類を整備の上、管轄法務局で登記申請手続を行ってください。
- 契約までに取得している物件は、抵当権の設定登記を確認した後、借入金を送金します。融資対象物件など契約後に取得する物件は、取得後速やかに必要な書類を整備の上、抵当権の設定登記を行ってください。
- 抵当権の設定登記が遅延する場合は必ず取扱店にご連絡ください。
- 担保としてご提供いただく物件のうち、あらかじめ公庫が指定したものについては、時価相当額の損害保険契約を締結の上、保険金請求権を公庫に質入れしてください。
- 質入手続は、ご返済が完了するまで保険契約の更新ごとに必要となります。保険期間満了前に、取扱店から必要書類を同封の上、お知らせします。
- 担保設定に係る費用は、お客様のご負担となります。

取扱店にご提出いただく書類

書類名	留意事項等
登記済の抵当権設定証書	・ 登記完了後、速やかにご提出ください。 ・ 抵当権設定証書は、必要に応じて写しを取った上で、正本を取扱店にご提出ください。
登記識別情報通知	
登記完了証	
抵当権設定登記後の登記簿謄本	
印鑑証明書（根抵当権設定の場合）	・ 保険契約完了後、速やかにご提出ください。 ・ 併せて確定日付料（保険証券1件につき700円）を送金してください。
質権設定承認請求書 （公庫様式又は保険者様式） （保険証券1件につき2通）	
損害保険証券	・ 保険契約完了後、速やかにご提出ください。

上記の他、ご提出をお願いする書類がある場合は、取扱店からお知らせします。
公庫様式は取扱店からお渡しますので、ご記入・ご捺印の上ご提出ください。

抵当権設定手続の流れ



登録免許税の非課税措置

債権者を公庫として抵当権設定登記をする場合は、法人税法に規定する普通法人のうち資本金の額又は出資金額が5億円以上の法人等を除いて、登録免許税（普通抵当権の場合：債権金額の4/1000、根抵当権の場合：極度額の4/1000）が免除されます。

ただし、登録免許税の免除を受けるためには、登記申請の際に管轄法務局に次の書類を提出する必要があります。

登録免許税の免除を受けるための提出書類

書類名	留意事項等
住民票の写し又は印鑑証明書（注） （いずれも発行後6か月以内）	・借入者が <u>個人の場合</u> に必要な書類です。
登記事項証明書（注） （発行後1か月以内）	・借入者が <u>法人の場合</u> に必要な書類です。 ・ <u>会社法人等番号を記載した書類を添付する場合は不要です。</u>

（注）抵当権設定登記をする際に提出する印鑑証明書（抵当権設定者が個人の場合）又は登記事項証明書（抵当権設定者が法人の場合）と兼用できる場合があります。

借入金の送金

借入金の送金に必要な書類を整備して、送金予定日の2週間前までに取扱店にご提出ください。

- 借入金は、ご契約と同時又はご契約後に取扱店がお預かりし、担保設定を確認した後に、原則として一括で送金いたします。
ただし、公庫が必要と判断した場合は、借入金の送金を分割して行うことがあります。
- 取扱店が、お客様の信用状況、担保・保証等に変更が生じ、又は生じるおそれがあると判断した場合、送金を停止させていただくことがあります。

借入金の送金が可能な期間は、ご契約日から12か月以内です。

- ご契約後12か月を超えて送金手続が完了しなかった借入金は、その時点でご返済いただくこととなりますのでご注意ください。
- 利息は、お客様に送金した借入金に対し発生します。

取扱店にご提出いただく書類

書類名	留意事項等
貸付資金・貸付受入金払出請求書 (公庫様式)	<ul style="list-style-type: none">・ お客様の預金口座のほか、地方公共団体や請負業者等の口座へ送金することもできます。・ 送金先口座の確認のため、預金通帳の写し等も併せてご提出ください。
見積書、請求書、請負契約書、売買契約書等 (いずれも写しで可)	<ul style="list-style-type: none">・ 事業費が1千万円以上の場合には、請負業者等と契約を締結してください。・ 事業費の支払予定 (投資内容別の支払時期、支払先、金額等) が確認できる書類をご提出ください。・ 支払済の事業費に係る振込領収書 (受取書) がある場合は、ご提出ください (写しで可)。
事業費支払予定表 (公庫様式)	<ul style="list-style-type: none">・ 複数年にわたる事業の場合又は取扱店から求めがあった場合は、事業費支払予定表をご提出ください。

上記のほかご提出をお願いする書類がある場合は、取扱店からお知らせいたします。
公庫様式は取扱店からお渡しますので、ご記入・ご捺印の上、ご提出ください。

事業費の支払い～事業完成

お客様から請負業者への事業費の支払いは、現金払いではなく、口座振込等で行ってください。

- 事業費が1千万円以上の場合は、請負業者等と契約を締結してください。
- 事業費の支払いに係る請負契約書、請求書、振込領収書（受取書）などの支払証拠書類はすべて、お客様の手元で管理の上、7年間は大切に保管してください。

事業費の支払いが完了したら、速やかに支払証拠書類を提出してください。

- ご契約日から15か月以内に支払証拠書類の提出がない場合、借入金の一部又は全部についてご返済いただくことがあります。
- 融資対象事業に関する資金調達及び事業費の支払い状況については、取扱店による現地調査、会計帳簿の確認、会計検査院による検査などが行われることがあります。資金調達及び支払いの状況は、会計帳簿への記帳により整理してください。

取扱店にご提出いただく書類

書類名	留意事項等
【支払証拠書類】 支払い済の事業費に係る振込領収書（受取書）又は預金通帳等 (いずれも写しで可)	・ 融資対象とした事業費の支払いの総額を確認できる振込領収書（受取書）等をご提出ください。
見積書、請求書、請負契約書又は売買契約書等 (いずれも写しで可)	・ 借入金の送金時点で未提出の場合に、ご提出ください。 ・ 事業費が変更となった場合は、変更後のものをご提出ください。
貸借対照表、同附属明細書、損益計算書、青色申告書（写し）等	・ 資金使途が運転資金や負債整理の場合に、ご提出ください。
事業完成報告書 (公庫様式)	・ 提出が必要な場合は、取扱店からご案内します。
事業・資金計画変更承認申請書 (公庫様式)	・ 事業内容又は資金調達の方法が変更となった場合に必要です。

上記のほかご提出をお願いする書類がある場合は、取扱店からお知らせいたします。公庫様式は取扱店からお渡しますので、ご記入・ご捺印の上、ご提出ください。

日本公庫ダイレクトのご案内

ご契約後は、お取引状況の確認等に便利な[日本公庫ダイレクト（お取引先さま専用サービス）の登録](#)をご検討ください。

- 『日本公庫ダイレクト』は、お客様と日本公庫をつなぐ会員専用のオンライン窓口です。
- お取引先さま専用サービスでは、公庫にご連絡やご来店いただくずに、いつでもどこでもすぐにお取引状況の確認や各種証明書を取得することができます。
- 『日本公庫ダイレクト』（お取引先さま専用サービスを含む）は無料でご利用いただけます。お取引先さま専用サービスのご利用は、公庫から直接借り入れたお客様に限ります。

会員登録の方法

○ 次のいずれかの方法で、「日本公庫ダイレクト」にアクセスします。会員規約に同意のうえ、「新規会員登録へ」をクリックしてください。

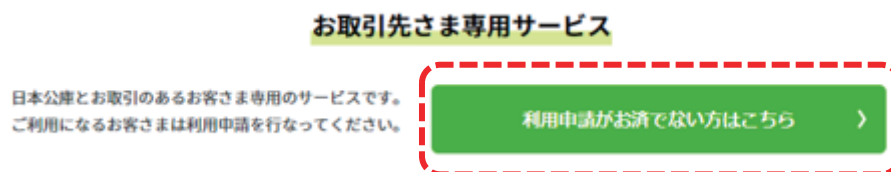
- ① 右の二次元コードをスマートフォンで読み込む。
- ② 公庫ホームページ（中段）の「日本公庫ダイレクト」をクリック。



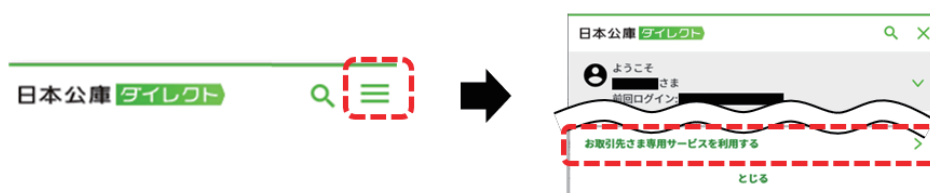
○ お取引状況の確認や各種証明書のオンライン発行サービスをご利用いただく場合は、「会員登録」に加えて、「お取引先さま専用サービスの利用申請」が必要となります。

お取引先さま専用サービスの利用申請方法

○ 日本公庫ダイレクトのログイン後、トップ画面（中段）からお取引先さま専用サービスの「利用申請がお済でない方はこちら」にアクセスしてください。



○ スマートフォンの場合は、ログイン後、トップ画面（最上段）からアクセスしてください。



○ 必要項目を入力の上申請してください。後日、本人限定郵便による郵送または取扱店から直接お渡しすることにより、お取引先さま専用サービスのパスワードをお知らせします。

借用証書一般特約条項のポイント解説

「借用証書一般特約条項」及び「資金別特約条項」は、公庫とのお取引にあたってお守りいただく重要な事項を定めたものです。

ご契約前に必ずご確認ください、公庫資金を正しくお使いください。

以下に、一般特約条項のうち特に理解を深めていただきたい内容についてご説明しておりますのでご確認ください。(前ページまでの内容も含まれます。)

(注) 公庫から直接借り入れた場合の借用証書一般特約条項(非転貸用)(2021.4.1版)を掲載しています。公庫以外の取扱店から借り入れた場合は、該当の借用証書の条項に読み替えてください。

一般特約条項

第1章 基本事項

(適用条項)

第1条 債務者(連帯債務者を含みます。以下「乙」といいます。)が株式会社日本政策金融公庫(以下「甲」といいます。)から表記の条件により借り入れた債務については、この特約条項及び乙が甲に対して別途差し入れる資金別特約条項の規定を適用します。

(借入金の使用)

第2条 乙は、この借入金が表記C欄記載の資金使途の要件を充たすものであることを確認し、あらかじめ甲に提出した事業計画又は甲の承認を得て変更した場合は変更後の事業計画に記載された目的以外には使用しないことを約束します。

2 乙は、借入金額が資金別特約条項で定める借入限度額の範囲内であることを確認します。

(使用目的の制限)

- 公庫資金は借用証書の「資金使途」欄に記載された使途以外に使用できません。また、あらかじめお申出のあった計画又は変更の承認を受けた計画(いずれも行政庁の選認定を受けたものを含みます。)以外の事業への使用は禁止されています。

(貸付金額の最高限度の制限)

- 公庫資金は「資金ごとに定められた額」又は「お客様が負担する額に一定の融資率を乗じた額」のいずれか低い額の範囲内ではしかご融資できません。

(資金の規制)

第3条 乙は、乙の事業計画に基づき資金を必要とするまでの間、この借入金の全部又は一部を貸付受入金として、甲に預託します。

- 2 乙は、乙の事業計画に基づき資金が必要となった場合、甲に対し、甲の定めるところにより前項の貸付受入金の払出しを請求するものとし、甲はこれを受けて、乙を名義人とする金融機関の口座に振り込む方法により、全額を一括して払出しをします。ただし、甲が必要と認めた場合はこの限りではありません。
- 3 甲は、第1項の貸付受入金に表記E欄記載の利率による利息を付すものとし、この利息と借入金の利息とを当然に相殺したものとします。
- 4 乙の貸付受入金債権に対し第三者から差押え、仮差押え又は滞納処分としての差押え、保全差押えがあった場合、乙はこの借入金に係る債務につき当然に期限の利益を失い、甲において甲の貸付受入金支払債務と貸付金債権とを対当額で相殺することができるものとします。乙に第5条第1項各号のいずれかの事由が生じた場合又は乙が同条第2項若しくは同条第3項に規定する繰上償還請求を受けた場合も同様とします。
- 5 甲は、乙に第5条第1項各号若しくは同条第2項各号記載の事由が生じた場合又は生じるおそれがあると甲が判断した場合、乙から第2項の払出し請求があっても払出しを留保することができるものとします。
- 6 乙は、貸付受入金債権を譲渡又は質入しないものとします。

(元利金の支払)

第4条 乙は、元利金及び据置期間中の利息の支払を表記G欄記載の方法により、甲の本店（農林水産事業本部に限り、）に対して乙が届け出た金融機関の口座からの口座振替（自動払込みを含みます。）又は振込により行います。

2 乙は、据置期限までは、利息のみを支払います。

3 前回元利金償還期日（据置期間中における利息支払期日を含みます。以下同じ。）の翌日から当該元利金償還期日までの間を利息計算単位期間とし、各元利金償還期日に、利息計算単位期間について、次の算式により得られた利息を後払いすることとします。

残元金×年利率×利息計算単位期間の月数×1/12

4 利息計算単位期間に満たない期間について利息を計算する場合には、次の算式により得られた利息を後払いすることとします。

残元金×年利率×利息計算の対象となる日数×1/365

(繰上償還)

第5条 乙は、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、甲による通知又は催告がなくても当然に、この借入金に係る債務の全部について期限の利益を失い、直ちに弁済します。

一 乙について支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき

二 乙の所在が甲にとって不明になったとき

2 乙は、次の各号の事由が一つでも生じ、甲が繰上償還の請求をした場合には、この借入金に係る債務の全部（繰上償還請求において範囲が指定された場合はその範囲）について期限の利益を失い、直ちに弁済します。

一 乙が甲に対し負担する一切の債務につきその一部でも支払を遅滞したとき又はこの契約に基づく義務を履行しないとき

二 乙について外国において前項第一号に相当する倒産処理手続開始の申立てがあったとき

三 乙が手形交換所の取引停止処分を受けたとき

四 乙について差押え、仮差押え（第3条第4項に規定する貸付受入金の差押え、仮差押えを除きます。）の申請、保全差押え若しくは租税公課の督促がなされたとき、又は担保の目的物について差押え若しくは仮差押えがあったとき

五 この借入金により改良、造成、復旧又は取得された動産、不動産、立木その他の一切の有体物、権利又は権益が甲の承諾なく他に譲渡、転用若しくは賃貸されたとき又は公用収用されたとき

六 乙がこの借入金を第2条第1項の目的以外に使用したとき

七 乙の甲に対する申出、報告、届出に虚偽があったこと又は報告すべき事項について乙が報告しなかったことを甲が知ったとき

八 連帯保証人又は物上保証人について次のいずれかの事由が生じたとき

イ 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき

ロ 所在が甲にとって不明になったとき

ハ 外国において前項第一号に相当する倒産処理手続開始の申立てがあったとき

ニ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

ホ 差押え、仮差押えの申請、保全差押え若しくは租税公課の督促がなされたとき、又は担保の目的物について差押え若しくは仮差押えがあったとき

九 資金別特約条項で定められた繰上償還請求事由が生じたとき

十 乙が第11条の2第2項に基づき表明して保証した事項が、真実ではなく、若しくは不正確であり、又は情報に不足があったとき

十一 乙又は連帯保証人若しくは物上保証人が、第21条第1項に掲げる暴力団員等若しくは同条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第21条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第21条第1項に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

十二 その他甲において債権保全を相当と認める事由が生じたとき

3 乙は、乙について次の各号の事由が一つでも生じ、甲が一部繰上償還の請求をした場合には、次に掲げる債務及び附帯する債務について期限の利益を失い、直ちに弁済します。

一 表記J欄記載の貸付受入金払出期限までに払出しを受けていないとき（この払出しがなかった部分）

二 貸付契約の日から15か月以内にこの借入金の使用を甲が確認できないとき（その使用されなかった部分）又は貸付契約の日から15か月以内に甲の定めるところにより乙の事業の完成を甲が確認できないとき

三 借入金額が第2条第2項の借入限度額を超過していることが判明したとき（その超過額）

四 資金別特約条項で定められた一部繰上償還請求事由が生じたとき

4 乙の住所変更届の遅滞、住所地における不在、その他乙の責めに帰すべき事由又は乙の都合により、甲からなされた第2項若しくは第3項の通知が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

(繰上償還)

- ▶ お客様のお借入には返済期限が定められています。この期限によって、お客様は期限が到来するまでは返済義務が生じないという「期限の利益」が生じます。
- ▶ 第5条のうち、第1項では、公庫からの通知又は催告がなくても当然に期限の利益を喪失し、借入金の全額を直ちにご返済いただくこと、第2項及び第3項では、公庫の請求によって期限の利益を喪失し、借入金の全額又は一部を直ちにご返済いただくことを定めています。
- ▶ お客様の信用状況が著しく低下した場合又はお客様と連絡がつかなくなった場合は、借入金の全額を直ちにご返済いただきます。
- ▶ 実際の事業費が当初の予定を下回った場合（値引きや割戻しにより事業費が当初の予定を下回った場合を含みます。）や補助金が交付されることになった場合など、お客様が負担する額が減少し、借入金の額が借入金額の最高限度を超えることとなった場合は、限度超過分をご返済いただきます。
- ▶ その他、決められた用途以外に借入金を使用した場合、融資対象の物件を公庫の承諾なく他人に譲渡、転用、賃貸した場合など所定の事由に該当した場合は、借入金の全額又は一部をご返済いただきます。
- ▶ 農業改良資金又は青年等就農資金の融資対象事業に国の財源を含む補助金が交付された場合は、融資対象とできないため、借入金の全額をご返済いただきます。

(任意の繰上償還)

第5条の2 乙、連帯保証人及び物上保証人は、甲の承認を受けた場合に限り、期限前にこの借入金の全部又は一部を弁済することができます。

(お客様のご都合による繰上償還)

- ▶ 借入金の繰上償還を希望する場合は、必ず公庫にご相談ください。ご利用いただいている資金によっては、繰上償還手数料をお支払いいただく必要があります。
- ▶ 繰上償還手数料の対象有無は、資金別特約条項に記載しています。

(違約金)

- 第6条 乙が第5条第2項第六号に該当した場合において、甲から請求を受けたときは、乙は甲に対し、違約金計算日数に応じ、目的外に使用された金額に表記H欄記載の利率から表記E欄記載の約定利率を控除した率を乗じて得た違約金を、約定利息及び遅延損害金のほかに支払います。
- 2 乙が第5条第3項第三号に該当した場合において、甲から請求を受けたときは、乙は甲に対し、違約金計算日数に応じ、その限度を超えた金額に表記H欄記載の利率から表記E欄記載の約定利率を控除した率を乗じて得た違約金を、約定利息及び遅延損害金のほかに支払います。ただし、乙の故意又は重大な過失によるものでないかつ甲が認めた場合はこの限りではありません。
- 3 乙が第5条第3項第四号に該当した場合において、甲から請求を受けたときは、乙は甲に対し、資金別特約条項に定められた違約金を、約定利息及び遅延損害金のほかに支払います。ただし、乙の故意又は重大な過失によるものでないかつ甲が認めた場合はこの限りではありません。
- 4 第1項及び第2項の違約金計算日数は、貸付契約の日（第3条第1項の規定により預託された場合には貸付受入金の最後の払出しが行われた日）を始期とし、第5条の繰上償還請求において支払期限とされた日（同支払期限前の弁済額については、それぞれの弁済日）又は繰上償還請求前のそれぞれの約定弁済期の日（同繰上償還請求前の任意の繰上償還額については、それぞれの弁済日）を終期として計算した日数とします。
- 5 乙の借入金残額が第1項及び第2項において違約金の計算の基礎として定められた金額より少ないときも、違約金の計算は、各項の規定によります。

(違約金)

- ▶ 決められた用途以外に借入金を流用した場合や借入金の額が最高限度を超えることとなった場合などは、借入金の全額又は一部を繰上償還していただくことに加え、違約金をお支払いいただく場合があります。

(遅延損害金)

第7条 乙は、この借入金に係る債務を期限までに弁済しなかった場合、弁済すべき金額（甲が必要と認めた場合には利息を含みます。また、弁済すべき金額の全部又は一部が第3条第1項の規定による預託された借入金から弁済される場合には、その金額を除きます。）に対する弁済すべき日の翌日から弁済日まで表記I欄記載の遅延損害金利率（年365日日割計算）の割合による遅延損害金を支払います。ただし、弁済すべき日が甲の非営

業日にあたる場合には、その翌営業日に履行された場合に限り弁済すべき日に弁済したものとみなします。

(遅延損害金)

- ▶ お客様のご返済が元利金払込日よりも遅れた場合は、元利金払込日の翌日からお支払のある日までの間について、ご返済いただく元利金に対して借用証書記載の割合による遅延損害金をお支払いいただくこととなります。

第2章 担保・保証

(担保の提供)

- 第8条 乙は、甲が請求した場合には、この借入金に係る債務の担保として、別に締結する抵当権設定契約（根抵当権設定契約を含みます。以下同じ。）により抵当権を設定し、甲と協力して遅滞なく登記手を完了し、その登記簿謄本を甲に提出します。その他の担保権設定契約を締結することにつき甲の承認を得た場合も、これに準じて必要な手続きを行うものとします。
- 2 乙は、甲が承認した場合には、甲が指定した資産につき抵当権設定契約を締結のうえ抵当権設定登記を甲が請求するまでは留保することができるものとします。
 - 3 乙は、担保の目的とすべき資産が直ちに登記できないものである場合には、別に締結する停止条件付き抵当権設定契約又はその他の担保権設定に関する契約に従い、登記できる状態になった後直ちに甲と協力して遅滞なく登記手を完了し、その登記簿謄本を甲に提出するものとします。
 - 4 乙は、甲が承認した場合には、甲が指定した資産につき別に締結する抵当権設定予約を行い、抵当権設定を留保することができるものとし、甲から請求を受けた場合には、その資産の上に抵当権を設定し、甲と協力して遅滞なく登記手を完了し、その登記簿謄本を甲に提出するものとします。
 - 5 乙は、甲が承認した場合には、甲が指定した資産について、あらかじめ甲の承認を得ずにこれを他に譲渡し、賃貸し、又は担保に供する等の行為をしないこと、及び甲から請求を受けた場合にはその指定された資産の上に甲の抵当権その他甲の承認する担保権を設定しその対抗要件を具備すること、を別途甲に差し入れる書面をもって誓約し、抵当権その他の担保権の設定を留保することができるものとします。
 - 6 物上保証人がある場合、その物上保証人についても、前各項の適用があるものとします。

(担保の管理・保全)

- 第9条 乙は、甲が請求した場合には、前条の担保権又は担保権の目的物について、登記事項の変更その他担保権の保全又は管理に必要な措置をとることとします。
- 2 甲及び乙は、その占有する担保（前条第2項から第5項までに規定する資産を含みます。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって保管するものとします。
 - 3 乙は、甲の事前の承諾なく、担保について現状の変更、第三者のために権利の設定、賃貸又は譲渡をしないものとします。また、乙は、担保について甲の権利行使に支障となるような障害が生じた場合は、遅滞なくこれを排除する措置をとるものとします。
 - 4 乙は、担保が原因の如何にかかわらず滅失し、毀損し、又はそのおそれが生じた場合は、遅滞なく甲に報告するものとします。
 - 5 物上保証人がある場合、その物上保証人についても、前各項の適用があるものとします。

(担保)

- ▶ 融資対象物件など取得前の物件を担保にご提供いただく場合は、取得後速やかに担保設定を行ってください。
- ▶ 担保としてご提供いただいた物件について、公庫の承諾なく現状を変更したり、公庫以外の担保に差し入れたり、賃貸又は譲渡したりしないでください。

(担保等の処分)

- 第10条 甲が担保権を実行するに当たっては、法定の手続きのほか、任意の売却、目的債権の取立て等、一般に相当と認められる方法、時期、価額等によることができるものとし、甲はこれによる取得金から諸費用を控除した残額を、法定の順序にかかわらず乙の債務の弁済に充当できるものとします。
- なお、乙及び物上保証人は、これに必要な手続きに協力するものとします。

(保証等)

- 第11条 連帯保証人は、この契約に基づき乙が甲に対し負担する一切の債務につき、乙と連帯してこれを保証します。
- 2 連帯保証人は、利率、払込期日、据置期限、償還期限又は貸付受入金払出期限の変更につき、甲乙間において変更されることがあっても異議を述べないものとします。
 - 3 連帯保証人は、甲がその都合によって担保又は他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。
 - 4 乙及び連帯保証人は、この借入金に係る債務の一部を弁済した場合であっても、甲の同意なく、代位によって甲から取得した権利を行使しません。もし甲の請求があれば、その権利又は順位を甲に無償で譲渡します。
 - 5 連帯保証人は、乙が甲に別に差入れた資金別特約条項の各規定が適用されることを承認します。

- 6 連帯保証人が、保証債務の整理について平成25年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含みます。以下「ガイドライン」といいます。）に則った整理を申し立てた場合には、甲はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努めるものとします。
- 7 甲が連帯保証人の一人に対して行った履行の請求は、乙及び他の連帯保証人に対しても、その効力が生ずるものとします。
- 8 甲が連帯債務者の一人に対して行った履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力が生じるものとします。
- 9 物上保証人がある場合、その物上保証人についても、第2項から第5項までの適用があるものとします。
- 10 乙は、民法に基づく連帯保証人に対する情報提供義務の履行のため、次の各号に掲げる事項について、甲が連帯保証人に対して提供することをあらかじめ承諾します。
 - 一 主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額
 - 二 この借入金に係る期限の利益喪失の事実
- 11 甲は、前項に掲げる事項以外の情報であっても、連帯保証人又は物上保証人からの請求その他の事由により甲が必要と認める場合には、甲が知っている情報を連帯保証人又は物上保証人に対して提供することができ、乙は、これをあらかじめ承諾します。

（保証等）

- 連帯保証人又は物上保証人から依頼があった場合、公庫は連帯保証人又は物上保証人に対して借入金の返済状況や残額等の情報を提供します。

（保証に係る情報提供に関する表明保証）

第11条の2

- 1 乙は、本契約に基づく借入れに係る保証について連帯保証人（法人を除きます。以下本条において同じ。）に保証を委託するにあたり、連帯保証人に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しました。
 - 一 財産及び収支の状況
 - 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - 三 主たる債務の担保として他に提供し又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容
- 2 乙は、乙が連帯保証人に対して提供した前項第一号から第三号までの情報が真実かつ正確であり、かつ、不足がないことを表明し、これを保証します。また、連帯保証人は、乙から前項第一号から第三号までの情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。乙及び連帯保証人は、これらが真実でなく、若しくは不正確であり、又は情報に不足があったことにより甲に損害が生じたときはその責任を負います。

（連帯保証人あて情報提供）

- 個人の方に連帯保証を委託する場合は、借用証書等を提出するまでに、連帯保証人に対して、必ず次の①から③の事項に関する情報を提供してください。
 - ① お客様の財産及び収支の状況
 - ② 今回の公庫資金以外に負担している債務の有無並びに債務が有る場合はその額及び返済状況
 - ③ 今回の公庫資金の担保について、公庫以外に対する担保提供状況（予定を含む）及びその内容
- 個人の連帯保証人の方は、借用証書を提出するまでに、債務者から、必ず上記①から③の事項に関する情報提供を受けてください。

（担保・保証の追加）

- 第12条 乙は、連帯保証人又は物上保証人につき第5条第2項第八号に規定する事由が発生した場合、第9条第4項に規定する事由が生じるなど担保権の目的物の価値が下落した場合、その他甲が債権保全上必要と認めた場合において、甲から担保又は連帯保証人の追加の請求を受けたときは遅滞なくこれに応じるものとします。

（損害保険）

- 第13条 乙は、担保として甲に提供した資産であって、甲が指定したものについて、損害保険を付し、これを継続します。
- 2 乙は、前項の規定に基づく保険金請求権を甲に質入れます。
 - 3 乙は、第1項に規定する損害保険契約以外に同一資産につきさらに損害保険を付する場合には、あらかじめ甲に協議し、その指示に従うものとします。
 - 4 乙は、第1項及び前項の保険契約の継続、更改、変更及び保険事故発生後の保険金等の処理については、すべて甲の指示に従います。
 - 5 乙は、第1項の規定により損害保険を付した資産につき保険事故が発生した場合には、保険者に提出すべき書類の作成及び損害填補額の協定につき、あらかじめ甲の承認を受けるものとし、損害填補額につき保険者と協定が成立しない場合には、甲が乙に代わって協定を締結しても異議を申し立てないものとします。
 - 6 乙は、第1項の規定により損害保険を付した資産につき保険事故が発生した場合には、償還期限にかかわらず、保険金が乙の借入金に係る債務の弁済に充当されることを承認します。
 - 7 乙は、甲から請求を受けたときは、第8条第2項から第5項までにより指定された資産についても損害保険

を付するものとします。この場合には、前各項の規定を準用するものとします。

8 物上保証人がある場合、その物上保証人についても、前各項の適用があるものとします。

第3章 雑則

(報告及び調査)

第14条 乙は、次の各号の事由が生じた場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告します。

- 一 事業計画を変更及び事業を完成したとき
 - 二 この借入金により改良、造成、復旧又は取得された動産、不動産、立木その他の一切の有体物、権利又は権益が他に譲渡、転用若しくは賃貸又は公用収用されることになったとき
 - 三 住所、氏名、商号、名称、資本金、代表者その他甲に届け出た事項に変更が生じたとき
 - 四 乙、連帯保証人又は物上保証人に死亡、解散その他これに準ずる事態が生じたとき
 - 五 乙又は連帯保証人の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれがあるとき
 - 六 資金別特約条項に定められた報告事由が生じたとき
 - 七 その他甲が指示したとき
- 2 乙が前項第三号の報告をしなかったことにより、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- 3 乙は、甲の役職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認します。
- 4 乙は、甲から決算に関する書類の提出を求められた場合には、遅滞なくその内容を甲に報告します。
- 5 連帯保証人がある場合、その連帯保証人についても、第1項第三号から第五号までの報告、第2項並びに第4項の適用があるものとします。
- 6 物上保証人がある場合、その物上保証人についても、第1項第三号及び第四号の報告、第2項並びに第3項の担保物件の調査の適用があるものとします。

(現地調査、会計検査院による検査等)

- 事業の完成状況、固定資産台帳への計上、その他会計帳簿による請負業者等への支払状況等について、公庫による現地調査、会計検査院による検査等が行われることがありますので、ご了承ください。

(経営状況等のご報告)

- ご返済が完了するまでの間、お客様の経営状況を毎期ご報告（決算書をご提出）いただきます。

(弁済充当の指定権)

第15条 乙、連帯保証人及び物上保証人は、この借入金に係る債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない給付がなされたときは、甲が適当と認める順序方法により充当されることに異議はありません。

(費用負担)

- 第16条 乙は、この借入金及び担保に関する一切の費用（この契約及びこの契約の変更契約に係る証書作成に必要な費用、元利金等（違約金、遅延損害金及び繰上償還手数料を含みます。）の支払に係る費用、この借入金又は第3条の貸付受入金の払出しに係る費用、第19条の公正証書の作成に必要な費用、第8条の担保の提供、第9条の担保の管理・保全、第10条の担保等の処分、第11条の保証等、第12条の担保の追加、第13条の損害保険のほか、この契約の各条項上の義務を履行するために必要な費用）を負担します。
- 2 甲が乙又は物上保証人に代わり、登記、公正証書の作成その他債権保全のための費用又は損害保険料を立替え支払った場合には、乙は、甲に承認を受けた場合を除き、立替日数に応じ、立替金に相当する金額につき表記I欄記載の遅延損害金利率（年365日日割計算）と同じ割合による利息を甲に支払うものとします。

(費用負担)

- 借入及び担保に関する一切の費用は、お客様にご負担いただきます。
 - (例)・元金及び利息の返済に伴う振込手数料
 - ・担保設定に係る費用
 - ・質権設定に伴う確定日付料
 - ・証書に貼付する収入印紙

(経理上の措置)

第17条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行うものとします。

(証書等の不可抗力による滅失等)

第18条 この借入金に関する証書が、災害、運送途中の事故等やむを得ない事由によって紛失、滅失、毀損又は延着した場合は、乙は、甲の帳簿、伝票、電磁記録等に基づいて債務を弁済するものとします。

2 前項の場合において、甲が請求したときは、乙は直ちに代わりの証書を差入れ、又はその作成に協力するものとします。甲が保管する担保及び担保権を表象する書類等が前項のやむを得ない事由によって紛失、滅失、毀損又は延着した場合において、甲が請求したときも同様とします。

(公正証書の作成)

第19条 乙、連帯保証人及び物上保証人は、甲から請求を受けた場合には、直ちにこの契約に基づく債務を承認し、かつ、強制執行を認諾する旨を付した公正証書の作成に必要な手続きをします。

(合意管轄)

第20条 乙、連帯保証人及び物上保証人は、この契約に関する訴訟につき甲の本店又は表記K欄記載の取扱支店の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

2 前項の取扱支店は、甲の都合により変更することができるものとし、この場合は甲が乙、連帯保証人及び物上保証人に通知することとします。

(反社会的勢力の排除)

第21条 乙、連帯保証人及び物上保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- 一 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 二 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 四 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 五 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 乙、連帯保証人及び物上保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準じる行為
- 3 乙、連帯保証人及び物上保証人は、第5条第2項第十一号の適用により、乙又は連帯保証人若しくは物上保証人に損害が生じた場合にも、甲になんらの請求をしません。また、甲に損害が生じたときは、乙、連帯保証人又は物上保証人がその責任を負います。

(反社会的勢力の排除)

▶ お客様、連帯保証人及び物上保証人の方に次の内容をお約束いただきます。

- ① 現在、次のいずれにも該当せず、将来においても該当しないこと。
 - ・暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者等
 - ・暴力団員等が経営に実質的に関与している等暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 暴力的な要求行為等を行わないこと。

取扱店にご報告いただく事項

○ 次の事象が発生した場合は、必ず取扱店までご連絡ください。

- 氏名又は住所などが変更になったとき
- 融資対象事業に変更があったとき
(例) 値引き・割戻し、機種変更(交換・返品)、補助金の交付、工期の変更など
- お客様の資産又は事業の状況に大きな変動が生じた(又は生じるおそれがある)とき
(例) 担保物件又は融資対象物件の売却・賃貸・譲渡等、工場の罹災、大型の設備投資など
- 上記以外に公庫からお願いした事項

(例1)・お客様、連帯保証人又は物上保証人の方について、氏名、名称(商号)、住所、電話番号、代表者、資本金等の変更があった。

変更のご連絡がない場合、取扱店からお客様に必要な連絡ができなくなるおそれがありますので、必ずご報告ください。

(例2)・融資対象事業に対する補助金が、新規交付又は増額交付された。

- ・地元分担金を融資対象とした場合で、納入した地元分担金が還付された。

お客様が負担する額が減少し、借入金の額が最高限度を超えることになった場合は、限度超過分をご返済いただきます。また、違約金をお支払いいただく場合があります。

農業改良資金又は青年等就農資金の融資対象事業に国の補助金を財源に含む補助金が交付された場合は、融資対象とできないため、借入金の全額をご返済いただきます。

(例3)・購入を予定していた機械を、安い機種に変更したい。

- ・増築を予定しているが、その範囲を広げたい。

当初の計画から事業内容又は資金調達の方法を変更すると、融資対象とならない場合があります。

決められた用途以外に使用した場合又は事業計画の変更手続をせずに計画以外の事業若しくは用途に資金を使用した場合は、その使用した額又は借入金の全額をご返済していただきます。

契約日から24か月を超えて計画を変更することはできません。

(例4)・担保としてご提供いただいた資産、融資の対象となった土地・施設等を他人に譲渡したり、賃貸したり、担保に差し入れたり又はその現状を変更した。

- ・担保に提供している土地の上に、建物を新築又は増改築した。

担保としてご提供いただいた資産について、公庫の承諾なく現状を変更したり、担保に差し入れたり、賃貸又は譲渡することはできません。

担保地上に建物を新築された場合は、原則として担保としてご提供いただきます。

その他のお知らせ

経営状況をご報告ください。

- 借入金のご返済が完了するまでの間は、税務申告後速やかに以下の決算関係書類を取扱店にご提出ください。また、訪問などにより、経営状況を確認させていただくことがあります。

取扱店にご提出いただく書類

- ① 決算報告書一式の写し
 - ② 法人税の確定申告書（別表一式及び法人事業概況説明書）の写し
 - ③ 減価償却明細表（又は固定資産台帳）一式の写し
 - ④ 勘定科目内訳明細書一式の写し
（個人事業主の方は、所得税青色申告決算書（白色申告のかたは収支内訳書）及び所得税の確定申告書の写し）
 - ⑤ 独立監査人の監査報告書の写し（会計監査人を設置している場合）
- ※ 上記のほか、別途追加で書類のご提出をお願いすることがあります。

残高証明書が必要な場合は、公庫支店又は取扱店へ請求してください。

- 公庫から直接借り入れたお客様は、『日本公庫ダイレクト』（お取引先さま専用サービス）からオンラインで取得することができます。本紙 17 ページをご確認いただき、会員登録及びお取引先さま専用サービスの利用申請を行ってください。
- 公庫以外の取扱店から借り入れたお客様は、取扱店までご連絡ください。

繰上返済をご希望の場合は、必ず取扱店にご相談ください。

- ご利用いただいている資金及び利率によっては、繰上返済に係る手数料（繰上償還手数料）をお支払いいただくことがあります。

借入金が完済となった場合は、取扱店からお知らせいたします。

- 抵当権などの抹消が必要な場合は、別途書類を送付しますので、必要に応じて司法書士にご相談の上、忘れずに手続を行ってください。抵当権などの抹消に係る費用は、お客様のご負担となります。

保証にあたっての留意事項

連帯保証人の方

- 借入者の方の返済が滞ったときは、借入者の財産の差押え又は借入者への返済の請求がなくても、連帯保証人の方にご返済いただくこととなります。
- 複数の連帯保証人の方がいる場合でも、連帯保証人の方それぞれが、借入金等から生じる一切の債務の全額について責任を負担することとなります。
- 連帯保証人の方が個人の場合は、ご契約前に必ず借入者の方から次の情報提供を受けてください。
 - ①借入者の方の財産及び収支の状況
 - ②今回の公庫資金以外に負担している債務の有無並びに債務が有る場合はその額及び返済状況
 - ③今回の公庫資金の担保について、公庫以外に対する担保提供状況（予定を含む）及びその内容
- 経営者等の方を除いた一部の連帯保証人の方には、ご契約前に公証人役場において保証意思宣明公正証書を作成の上、ご提出いただくことがあります。
- 保証契約の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等、保証契約を見直す可能性があります。

保証債務の整理について、平成25年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」という。）に則った整理を申し立てた場合には、公庫はガイドラインに基づき誠実に対応するよう努めます。

また、この場合には、保証履行の請求は一律に保証金額全額に対して行うのではなく、保証人の資産状況等を勘案したうえで履行の範囲が定められます。

根抵当権による物上保証人の方

- 根抵当権は、借入者の方の一切の借入金につき極度額の範囲内で担保していただくものです。借入者の方が継続して借入した場合も極度額の範囲内で担保していただくこととなります。

保証されるすべての方

- 取扱店にご提出いただく書類又は借用証書への記入方法は、本紙1ページ以降の「ご契約の手続」をご確認ください。
- 担保設定については、本紙10ページの「担保設定の手続」をご確認ください。
- 借入者の方の返済状況、残額等を確認したいときは、取扱店までご連絡ください。
- 次の事象が発生した場合は、必ず取扱店までご連絡ください。
 - 氏名又は住所などが変更になったとき
 - 保証人の方の資産又は事業の状況に大きな変動が生じた（又は生じるおそれがある）とき（例）担保物件の売却・賃貸・譲渡、仮差押え、差押え又は競売、破産、民事再生手続開始等の申立、役員又は株主の変更など

個人情報の取扱い

当公庫（受託金融機関及び事務委任先を含みます。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、お客様の個人情報を、下記の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

記

- 1 お客さまご本人さまの確認（融資制度等をご利用いただく資格、要件等の確認を含みます。）
 - 2 ご融資のお申込の受付、ご融資の判断及びご融資後・お取引終了後の管理
 - 3 ご融資に必要な行政庁等の選認定手続、又はご融資に必要な行政庁等の確認書や意見書受領の手続
 - 4 ご契約の締結や法律等に基づく権利の行使や義務の履行
 - 5 主務省及び監督官庁への報告等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供
 - 6 データ分析等による、ご融資の判断に利用するための資料等の作成
 - 7 アンケート等による調査・研究、ダイレクトメール等の参考情報の提供
 - 8 払込案内等の送付等、ご融資・ご返済に関する情報の提供
 - 9 ご質問・お問合せ、公庫からの照会その他のお取引を適切かつ円滑に履行するための対応
- 上記7「アンケート等による調査・研究、ダイレクトメール等の参考情報の提供」について同意いただけない場合は、取扱店までご連絡ください。（借入申込時等にご連絡いただいた場合を除きます。）



JFC 日本政策金融公庫 農林水産事業本部